

## 第2章 長沼の美しい景観づくりの考え方（法第8条第2項第2号関係<sup>※</sup>）

### 2-1 計画の理念

#### 計画のテーマ

**「いただきます」暮らしがつくる長沼の豊かな風景**  
～一人ひとりの取り組みが「長沼ブランド」を育てる～

美しい景観は、私たちが快適で心地よい生活を営み、愛着と誇りを持てる郷土づくりに必要なものであり、さらに、町の活性化にもつながるものです。

また、景観は、私たちの暮らしの姿が色濃く映し出されたものでもあります。

このため、日々の暮らしに「景観」の視点を取り入れ、町民一人ひとり、個々の事業者、そして行政が、身のまわりの景観に関心を持ち、できるところから景観を整えていきます。

あわせて、良い景観はみんなで守り、残念な景観はみんなで直していくなど、町民・事業者・行政が一体となって、長い時間をかけて景観を整えていく、「長沼町の美しい景観づくり運動」を進めていきます。

この取り組みの輪を広げることで、地域全体として快適で住みよい環境をつくり、町としての魅力や価値をより一層高めていきます。

つまり、町の良好な景観を活かすことにより「長沼ブランド」を育てようというものです。

#### 長沼ブランドって？

長沼の良質で新鮮な農産物や加工品だけでなく、長沼の豊かな自然、美しい景観や雰囲気、長沼での多様な暮らし方、活発な町民活動など、町民にとって誇りの持てる、または町外の人々を惹きつける、長沼の魅力を総称して「長沼ブランド」と呼ぶものです。

※ただし「2-4 計画対象区域の設定」は除きます。



## 2-2 長沼の景観の目指す方向



### ① 自然や田園風景と人々の暮らしが調和する、長沼ならではの風景を守り育てる

本町の自然豊かな馬追丘陵、馬追運河をはじめとする水辺空間、農地・防風林などの農業が作り出す田園風景など、水と緑あふれる美しい景観は、先人たちによって形づくられてきた、町民共有のかけがえのない財産であり、町の風土や歴史・文化が映し出された、長沼ならではの風景と言えるものです。

この長沼ならではの風景を守り、育て、次の世代へと引き継いでいくよう、美しい景観づくりに取り組んでいきます。

### ② 多様性や自由さを尊重しながら、全体として調和する景観づくりを進める

美しい景観づくりは、そこに住む人々の住みやすさや居心地の良さを高め、生き生きとした暮らしをつくり出すとともに、訪れる方々にも好印象を与えるものです。

景観づくりに当たっては、いたずらに強い規制をかけるのではなく、住民個々の多様性や自由さを尊重しながら、その地域に住む人々にとって、より住みやすい、より居心地の良い環境がつけられるよう適度なルールを定め、多様さの中にも地域全体として調和する景観づくりを進めていきます。

### ③ “見られる”対象物だけではなく“見る”場所を整える

美しい景観づくりのためには、“見られる”対象物だけではなく、“見る”場所を整えることで、住民などが町の景観に触れる機会を増やすことが重要です。

このため、石狩平野を見下ろす眺望や、馬追丘陵を見上げる眺望、自動車で移動しながら見る眺望など、景観を眺める機会をつくり出すよう配慮していきます。

### ④ 景観を守り育てる人材を育成し、人のネットワークの活性化を図る

美しい景観づくりのためには、町民一人ひとりが町の景観に目を向け、「景観を見るまなざし」を育むことで、景観づくり・まちづくりへの参加意識を高めることが重要です。

このため、町の景観に関する情報の発信、景観を学び、語り合う機会づくり、景観づくりに係わる町民活動への支援などに取り組んでいきます。

## 2-3 景観づくり全体に共通の考え方

### (1) 景観づくりのノウハウは、みんなで共有

この計画では、住民個々の多様性や自由さを尊重し、少ないルールのもとで景観づくりを進めていくことにしています。このため、「こうすると景観を良くすることができる」というノウハウやアイデアを蓄積し、それをみんなで共有していきます。

### (2) 余計なものを減らし、付け加えるときはスマートに

長沼はすでに自然と調和した良好な景観に恵まれています。それをさらに活かすため、景観を阻害する看板や派手な色彩など、余計なものや必要性の薄いものを取り除くことから始め、付け加えるときは、なるべくスマートにするよう心がけます。

### (3) 身近なものから始め、長い目でじっくりと

美しい景観は一朝一夕につくられるものではなく、長い年月をかけて少しずつ良くしていくものです。景観づくりの取り組みは、身近なもの、出来るものから実施し、徐々にその内容を充実していきます。

### (4) みんなの力を結集して景観をレベルアップ

景観は際限なくつながっており、景観づくりのためには町民・事業者・行政の連携が必要です。これらが一体となって、景観の専門家などのさまざまな力を借りながら、景観のレベルアップを目指します。



## 2-4 計画対象区域の設定（法第8条第2項第1号関係）

### 計画対象区域は長沼町全域

- 町民・事業者と行政の一体的な取り組みにより美しい景観づくりを進め、「長沼ブランド」を育てることが目的であること、眺望の広がる丘陵と平野の地形であることから、町内全域を計画区域とします。

### 3つの区域に分けて景観を考えます

- 景観の特性から町域を  
①馬追丘陵、②中央長沼市街地、③平地の農村の  
3つに区分して、景観づくりを進めます。



※①馬追丘陵区域の境界は、別添の美しい景観づくり計画図（1/5,000）に示します。

※②中央長沼市街地区域の境界は、都市計画用途地域の境界と同じものとします。